









(第5面)

⑧製品の状況 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況)

製品の種類	番号	量 (単位)	製品の型式等				使用の状況	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	定格容量等		
合計								

⑨届出者が法人である場合において、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価格の総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人

発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価格の総額				
法人の名称	所有する株式の数, 出資口数又は出資価格 割合	住 所	代表者の氏名	資本の額又は出資の総額

(第6面) 備考

- 1 この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場ごとに作成し、6月30日までに提出すること。
- 2 「業種」には、日本標準産業分類(平成5年10月総務庁告示第60号)による分類を記入すること。
- 3 「⑧ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況」には、今後、ポリ塩化ビフェニル廃棄物となり得るポリ塩化ビフェニルを使用する製品について記入すること。
- 4 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。(例: 高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱状トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙(ノーカーボン紙)、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいう。)
- 5 「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物にあつては種類ごとにそれぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(平成13年度の状況を届け出る場合の例: 13-001)を、ポリ塩化ビフェニルを使用する製品にあつては種類ごとにそれぞれ任意に定めた整理番号を付すこと。ただし、容器にまとめて保管している場合であつて種類ごとに整理番号を付すことが出来ないときは、保管する容器ごとに番号を付すこと。なお前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
- 6 「量(単位)」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、低圧コンデンサなどその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であつて台数(個数)を把握することが出来ないときは、質量又は体積を単位とともに記入すること。
- 7 「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の性状を具体的に記入すること。(例: 「耐食性の金属容器で保管」「容器に収納されていない」)
- 8 「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
- 9 「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
- 10 「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
- 11 「参考事項」の欄には、当該電気機器が電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第4項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること。(例: 「屋内で保管」「絶縁油を抜いたもの」「ポリ塩化ビフェニルの含有量△%」)
- 12 「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(又は製品)の種類ごとにその量の合計を単位とともに記入すること。
- 13 「処分方法」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の方法を具体的に記入すること。(例: 焼却、脱塩素化分解)
- 14 「処分後の廃棄物の種類、処分方法及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類、処分方法及び処分先を記入すること。
- 15 「運搬方法」の欄には、自社運搬又は委託運搬の別を記入すること。
- 16 「引渡し年月日」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を運搬業者又は処分業者に引き渡した年月日を記入すること。
- 17 「処分受託者の名称及び事業場の所在地」の欄には、処分受託者の名称及び処分受託者が受託したポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を実際に行う事業場の所在地を記入すること。
- 18 「使用の状況」の欄には、当該製品を使用する場所や使用目的を具体的に記入すること。(例: 「○×工場の第一機械室で変圧器として使用」)
- 19 この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬又は処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第2項から第4項まで又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 20 前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物又は使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、その前年度までに届出書に写真を添付していないものについては、整理番号ごとにそれぞれの廃棄物が特定できる **写真を添付すること**。
- 21 その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事(保健所設置政令市長)が必要と認める書類を添付すること。
- 22 都道府県知事(保健所設置政令市長)が定める部数を提出すること。